

高等支援選抜・共生推進教室選抜版

令和4年度

大阪府立知的障がい
高等支援学校職業学科
入学者選抜配慮要項

大阪府教育委員会

目 次

第1 配慮事項について	3
I 配慮事項	3
第2 配慮事項の申請手続き等について	6
I 府教育委員会の審査が必要な配慮事項	6
1 手続き	6
2 配慮内容の審査・承認	7
II 高等支援学校長の判断による配慮事項	8
1 手続き	8
2 病院等における受験の申出	8
III 志願先高等支援学校について	9
1 志願先高等支援学校の申出	9
2 志願先高等支援学校の変更	9
IV 出願	10
V 配慮事項の取下げ	10
VI 提出先	10
第3 受験上の配慮に係る取扱要領	11
I 適性検査（筆答・作業）時間の延長	11
1 対象者	11
2 適性検査（筆答・作業）の実施	11
II 代筆解答による受験	11
1 対象者	11
2 適性検査（筆答・作業）の実施	11
III 介助者の配置	12
1 対象者	12
2 適性検査（筆答・作業）の実施	12
IV 代読による介助	13
1 対象者	13
2 適性検査（筆答・作業）の実施	13
3 留意事項	13
【参考】 代筆者及び介助者（代読者）の配置例（別室）	14

V 辞書の持込み	15
1 対象者	15
2 適性検査（筆答・作業）の実施	15
3 辞書	15
4 辞書の検査	15
5 辞書の引渡し	15
VI 自己申告書の日本語以外の使用	15
1 対象者	15
2 日本語以外を使用した自己申告書に係る手続き	15
VII 別室の設定	16
1 対象者	16
2 適性検査（筆答・作業）の実施	16
3 中学校等校長の別室受験願	16
4 控室	16

第1 配慮事項について

| 配慮事項

配慮事項は、原則として、次のとおりとする。

【別表1】府教育委員会の審査が必要な配慮事項

- (1) 障がいの状況により特に配慮が必要な生徒に対する配慮
- (2) 日本語指導が必要な帰国生徒等に対する配慮

【別表2】高等支援学校長の判断による配慮事項

なお、【別表1】及び【別表2】に示す配慮の申請にあたり疑義がある場合は、すみやかに中学校等を所管する教育委員会に問い合わせること。

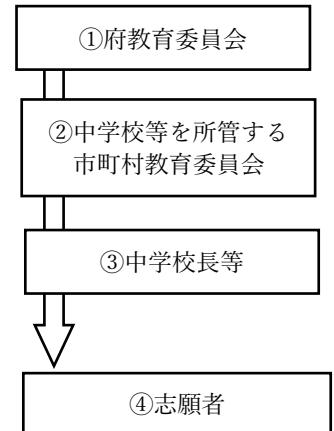
【別表2】高等支援学校長の判断による配慮事項

種類	対象者	内容	様式
1 別室	障がいの状況や病気等により所定の検査室において受験できない者 <u>(府教育委員会の審査が必要な配慮事項に申請する者を除く。)</u>	(1) 別室による受験 (2) 休憩時間の延長 (1)の別室による受験を認めた者で、特に必要と認められる者について、休憩時間を延長することも差し支えないが、あらかじめ設定された検査時間の変更や延長は行わない。休憩時間の延長を行う場合は府教育委員会に連絡すること。	様式 K511
2 座席の変更	障がいの状況や病気等により座席の変更等を必要とする者	座席の変更	—
3 補聴器等の使用	補聴器等の使用を必要とする者	補聴器等の使用	—

高等支援学校長から府教育委員会への報告について、「1 別室」は様式 K561 を使用すること。

2 配慮内容の審査・承認

- (1) 府教育委員会は、提出された申請書に基づき入学者選抜における配慮事項について、審査し、承認する。
- (2) 府教育委員会は、中学校等を所管する教育委員会及び中学校等校長を通じて、志願者に審査の結果を通知し、承認書（すべての高等支援学校に対して提出可）を交付する。
その際、申請書（写し）を添付する。承認書には承認番号を記載する。

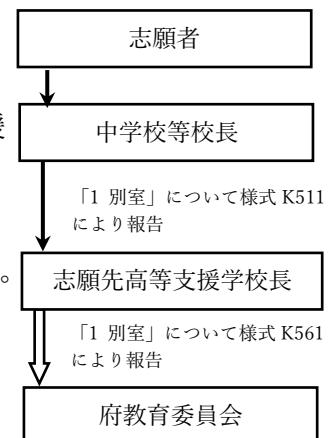


*府立支援学校等及び
国私立中学校等に
ついては、①③④
の手順となる。

II 高等支援学校長の判断による配慮事項

1 手続き

- (1) 【別表2】に示す受験上の配慮を希望する志願者は、中学校等校長を通じて、志願先高等支援学校長に願い出る。その際、「1 別室」は様式K511により、令和4年1月21日（金）までに志願先高等支援学校長に文書で連絡する。
- (2) 志願先高等支援学校長は、【別表2】「1 別室」について、様式K561により令和4年1月28日（金）までに府教育委員会に報告する。
- (3) なお、特別の事情により締切り期日を過ぎて連絡があった場合には、すみやかに(1)～(2)の手続きを行うこと。

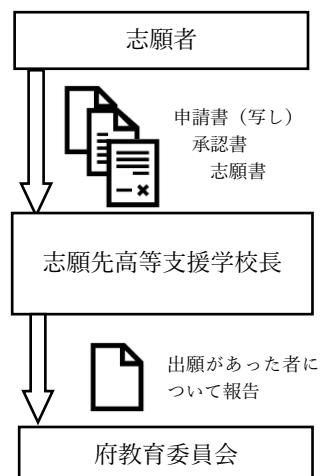


2 病院等における受験の申出

- (1) 志願者が、障がいの状況又は病気・けが等のため、病院等で受験することを希望する場合には、IIの「1 手続き」により申請する。その際、中学校等校長は、志願先高等支援学校長に事前に状況等を連絡し、十分に協議する。
- (2) 中学校等校長は、医師と十分に協議し、病院等において検査室を設置できることを確認し、「受験しても差し支えない」という医師の承諾書等及び様式K511を志願先高等支援学校長に提出する。

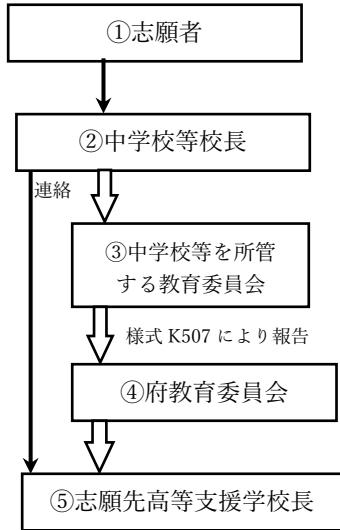
IV 出願

- 1 受験上の配慮内容が承認され、志願先高等支援学校を申し出た志願者は、出願の際、志願書に、承認書及び承認書とともに送付される申請書（写し）を添付して志願先高等支援学校長に提出する。
 - ・志願先高等支援学校長は、府教育委員会及び中学校等校長から配慮事項について事前に連絡のない生徒から出願があった場合は、府教育委員会及び中学校等校長に連絡すること。
- 2 志願を受け付けた高等支援学校長は、出願締切り後、出願があった者について取りまとめ、府教育委員会に文書により報告する。



V 配慮事項の取下げ

- 1 入学者選抜の配慮事項の取下げを希望する者は、その理由と志願先高等支援学校名を中学校等校長に申し出る。
- 2 中学校等校長は、志願先高等支援学校長に連絡するとともに、中学校等を所管する教育委員会に文書により申し出る。
- 3 当該中学校等を所管する教育委員会は（国私立の中学校等及び府立支援学校等においては学校長）は、府教育委員会に電話連絡とともに、様式 K507 を変更し、令和4年2月10日（木）午後5時（出願前日）までにすみやかに電子メールで報告する。
- 4 府教育委員会は、連絡のあった志願者の配慮事項の取下げについて、志願先高等支援学校に連絡する。



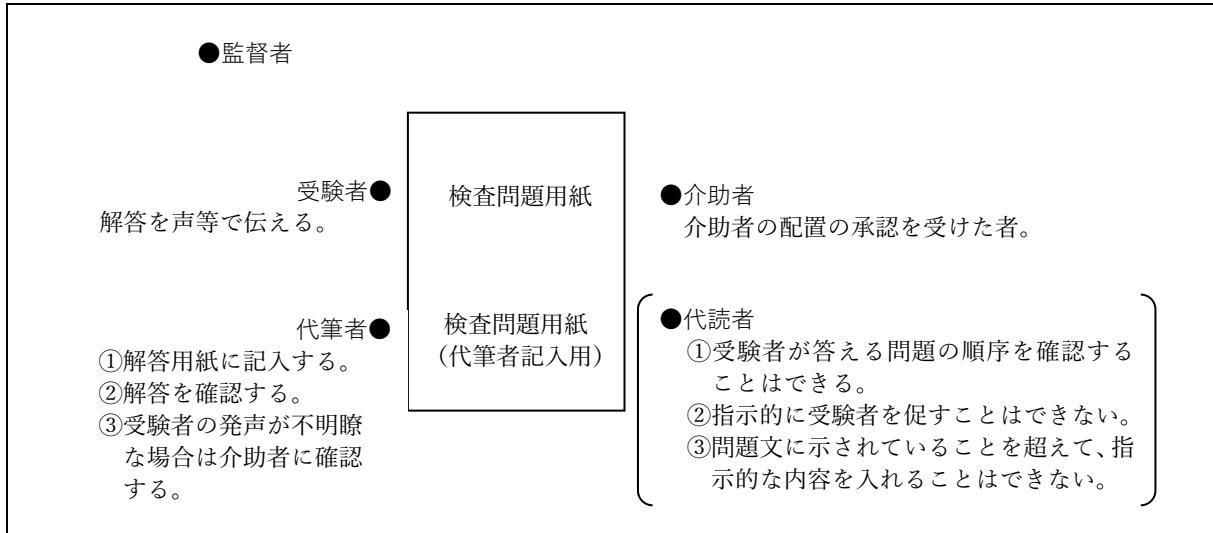
*府立支援学校等及び
国立私立中学校に
ついては、①②④⑤
の手順となる。

VI 提出先

大阪府教育庁教育振興室支援教育課 学事・教務・支援グループ
電話：06-6944-9362
メール：kyoikushinko-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp

- (2) 代読者が問題文を読む速度は、適宜、緩急を取り混ぜても構わない。受験者が「もう一度読んでほしい。」などと意思表示をしたことに対して、受験者が求めた部分あるいは問題文の全体を再度読むことができる。また、代読者が読んでいる箇所がわかるように、受験者の問題用紙の紙面上で、指などで問題文をなぞりながら読み進むことはできる。
- ただし、代読者の判断で、同じ箇所を繰り返して読んだり、同じ箇所を指で示したりすることはできない。また、代読者が読む声の大きさや、読む際の抑揚について、顕著な差をつけることはできない。
- (3) 介助者は、受験者の「どのように書けばいいのか。」「問題の意味がよくわからない。」などという質問に対して代読者は答えることはできない。ただし、「今日は、入試だから、そういう質問には答えることはできない。」「もう一度、問題文を読もうか。」などと返すことはできる。また、「①～⑤などの番号を書けばいい。」「記号を書けばいい。」というように、問題文に示されていることを超えて、指示的な内容を入れることはできない。
- (4) 介助者は、受験者が緊張している様子などに対して、「頑張ってやろう。」「安心して解答しよう。」などと、適宜、励ましの言葉を掛けることはできる。ただし、「あと○○分だから急ぎましょう。」など受験者が尋ねていないことについて、指示を出すことはできない。
- (5) 介助者が、代読と意思伝達を行うことが承認されている場合で、代筆者が受験者の口述の解答を聴取することが困難であることを示した時には、介助者は受験者の意思伝達をすることができる。受験者が口述しない内容についての意思伝達はできない。

【参考】 代筆者及び介助者（代読者）の配置例（別室）



備考

- 代筆者は解答を導くために計算等の代筆を行うことができる。
- 受験者が本人の意思で、検査問題の当該箇所を指さして「これが解答である」と意思表示した場合は解答と認める。
- 適性検査（筆答）の検査時間前に監督者は下記の注意事項を読み上げる。

【注意事項】

ただ今から、適性検査（筆答）を行います。
 問題文を読んで答えがわかれれば、声に出して答えてください。
 代筆者が解答用紙に記入します。
 解答の訂正があれば、言い直しても構いません。
 代筆をした解答はその都度確認します。

VII 別室の設定

1 対象者

- (1) 【別表1】の府教育委員会の審査が必要な配慮事項が認められた者のうち、別室による受験が必要と認められる者。
- (2) 【別表2】の高等支援学校長の判断による配慮事項のうち、当該高等支援学校長が別室による受験が必要と認めた者。

2 適性検査（筆答・作業）の実施

(1) 検査室

検査室は所定の検査室以外の室とし、検査の実施にあたって、当該高等支援学校長は、事前に中学校等校長と協議し、適切な配慮を行う。

(2) 検査時間等

- ア 各適性検査時間は、令和4年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜実施細目の規定に基づくが、適性検査時間の延長の配慮を承認された者は、規定した適性検査時間の約1.3倍とする。
- イ 休憩時間の延長を希望する者については、適性検査を行う高等支援学校が、選抜業務等に支障をきたさない範囲内で延長を認める。休憩時間の短縮はできない。

3 中学校等校長の別室受験願

1(2) に該当する者がいる場合は、中学校等校長は様式K511を提出する。志願者が、障がいの状況又は病気・けが等の理由により別室で受験を行う場合は、なるべく「受験しても差し支えない」という医師の承諾書等の提出を求める。ただし、病院での受験の場合は、「**第2 配慮事項の申請手続き等について**」の「**II 高等支援学校長の判断による配慮事項**」の2の手続きを行うとともに、医師に対応してもらえるよう依頼しておく。

4 控室

必要に応じて検査室の近くに付添者を待機させる部屋を設けてもよい。